

第三十二回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)午後一時二十一分開会

委員の異動

二月十三日委員大谷豊潤君辞任につき、その補欠として田中啓一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君
小柳 牧衛君
成田 一郎君
本多 市郎君
加瀬 完君
森 八三君
青木 正君

政府委員
国家消防本部長 鈴木 琢二君
国家消防本部長 横山 和夫君
自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁税務局長 金丸 三郎君
事務局長 福永 幸一郎君
常任委員 会専門員

○本委員会の運営に関する件

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

委員の異動を申し上げますが、去る十三日に大谷豊潤君が辞任されて、田中啓一君が補欠選任されました。

○委員長(館哲二君) 次に、本日午前理事会を開きましたので、その経過につきまして御報告申し上げます。

まず第一に、本日の委員会の議事でありましたが、最初に本付託になっております消防法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聞くことにいたします。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案について詳細な説明を聞き、引き続き質疑を行います。本案につきましては、明日の委員会で討論採決を行う予定と相なっておりますので、できますれば、本日中午に質疑を終局いたしておきたいと存じます。

さらに引き続いて、昨日予備審査のために付託になりました地方税法等の一部を改正する法律案について、提案理由の説明並びに詳細説明を聴取いたします。この案は予備審査ではありませんが、内容が地方財政計画とも関連があり、なるべく早く説明を聴取しておきたいという理事各位の御要望もありますので、本日議題とすることに決定したものであります。

第二に、明日以降の委員会の日程であります。今週は、木曜日の定例日

を都合によりまして一日繰り上げまして、明日午前十時に開会いたします。先ほど申し上げましたように、地方自治法の一部を改正する法律案の採決を行いたいと思っております。そのあとで、明日鈴木君から公営企業に関する質疑の御要求がありましたので、これを許可することにしたいと思います。

それから来週の予定であります。二十四日の火曜日並びに二十六日の木曜日に開会いたしますが、特段の議事といたしましては、ただいまのところ、二十六日に消防法の一部を改正する法律案の採決をいたしたいという予定であります。

以上は、理事会の経過について御報告申し上げます。以上が、理事会の経過について御報告申し上げます。以上が、理事会の経過について御報告申し上げます。

○委員長(館哲二君) 御異議がないようでありますから、さよういたします。

○委員長(館哲二君) これから本日の議事に入りたいと思っております。

まず第一に、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。この案は、去る十一日に本院の先議議案として当委員会に付託されたものでございまして、これから政府の提案理由の説明を聴取いたしたいと思います。

○國務大臣(青木正君) 今回提案いたしました消防法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

消防法の一部を改正することにつきましても、さきに消防審議会の答申もあり、また、従来より消防行政の運営に問題となっておりました事項につきましても種々検討して参りました結果、政府といたしましては、なかならず、その取扱いに伴う火災発生危険が大きい、消火の活動にも著しく困難を伴い、かつ、その火災によつて生ずる被害も大きい危険物につきましても、その規制の改善と徹底をはかるべく今回法案を得ましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、この法律案では、危険物に関する規制を合理的に、かつ、全国的に一そう徹底して行い、火災の防止に資する必要があると、危険物の規制に関する実施規定を市町村の条例にゆだねておりました点について、これを改めて、法律またはこれに基づく命令において規定することとし、その実施による効果を期することとしたしました。

第二に、危険物に関する規制を徹底して行つため、これらの行政に従事する消防吏員を有しない市町村すなわち消防本部及び消防署を置かない市町村の区域にかかるとについては、都道府県知事をして危険物に関する行政を行わしめることとしたしました。

第三に、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵、取扱、運搬等の方法に

つきまして、政令で画一的な技術上の基準を定め、この基準に従つてこれらの施設を維持管理し、危険物を取り扱わしめることとして、危険物について統一的な技術処理を行わせることによつて火災の防止を期することとしたしました。

第四に、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所についての設置及び変更の許可、使用前の完成検査等につきましても規定を明確にして、許可に関する事務の整備をはかることとしたしました。

第五に、危険物取扱主任者及び映写技術者は、都道府県知事の行う試験に合格して免状の交付を受けた者でなければならぬこととするともに、都道府県に試験の事務を行わせる試験委員を置いて試験の適切な実施と円滑な運営を期するほか、受験資格、免状の交付等の取扱いその他危険物取扱主任者及び映写技術者の職務等に関する規定を整備することにより、試験の実施、免状の効力の全国通用化及び危険物取扱主任者等の地位等について合理化をはかることとしたしました。

第六に、危険物に属するもののうち、動植物油類及び塗料類については、別表を改正することによりこれらの性状に即した規制が行われるよう合理化をはかることとしたしました。

第七に、危険物取扱に関する許可、試験等の手数料、危険物の取扱い等に伴う火災の防止のための立入検査及び危険物の規制に関する実施規定が市町村条例から法律及びこれに基づく命

令にかねること等に伴う経過措置等を規定するとともに、その他規定の整備をはかることとした。以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

○委員長(館哲二君) 本件につきまず詳細な説明並びに質疑は、次回に譲ることによりまして御異議はありませんでしうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(館哲二君) 御異議がないようでありますから、さういふうにいたします。

○委員長(館哲二君) それでは、次に地方税法等の一部を改正する法律案、内閣提出、予備審査であります、これを議題に供します。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(青木正君) 地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、御承知の通り、昭和二十五年独立税主義の徹底、地方自主財源の増強等の基本方針のもとに大改正が行われ、その後数次にわたる改正によりまして、一応わが国の実情に沿うように整備がはかられて参り、また、国民の租税負担の現状にかんがみ、その負担の軽減、合理化が行われて参つたのであります。しかしながら、なおできる限り国民負担の軽減をはかることは国民の強い要望でありますので、さらに低額所得者の税負担の軽減を中心とする税制の軽減合

理化を行うこととしたし、今回の改正を行うこととした次第であります。

改正の方針をいたしますところは、第一は、別途国税の減税と相まち平年度七百億円の減税を行うことを旨として、零細負担の排除と負担の均衡化を重点として地方税の減税を行うことでありまして、個人の事業税につきまして基礎控除額を引き上げ、法人の事業税につきまして軽減税率の引下げとその適用限度額の引き上げを行い、固定資産税につきまして制限税率を引き下げ、その減収額の補てん方法を定めるとともに、免税点の引き上げを行うこととしたしております。なお、このほか、所得税の減税に対応する住民税の減税を昭和三十五年度以降実施することとしたし、明年そのための所要の改正をいたす所存であります。

方針の第二は、道路整備計画の推進に伴い、道路財源の充実をはかることでありまして、軽油引取税の税率を引き上げることによりまして、所要の改正をいたす所存であります。

以下、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、事業税に関する事項であります。

その一は、個人の事業税についてであります。個人の事業税の基礎控除額は現行十二万円であり、中小企業者の税負担の軽減をはかるため、これを年二十万円に引き上げることによりまして、この改正によりまして、年所得二十万円以下の者は非課税となるのであります。その数は七十七万五千人、現在の全納税義務者の四十三人に及んでおります。また、年所得二十万円をこえる事業者についても年四

千八百円の減税となるのであります。これによる減税額は、初年度六十五億円、平年度七十一億円に上ります。

その二は、法人の事業税についてであります。中小法人の事業税を軽減するため、一般法人の事業税の標準税率を、現行の所得年五十万円以下八割を七割に、現行の所得年五十万円をこえる年百万円以下一〇割を八割に引き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げて、所得年百万円をこえる年二百万円までの部分を、従来の一二割から一〇割に引き下げることにし、また、これに

応じまして特別法人の事業税についても、所得年五十万円以下の標準税率を七割に引き下げることにいたしました。これらにより初年度二十億円、平年度三十億円の減税となるのであります。

第二は、固定資産税に関する事項であります。

その一は、制限税率の引き下げ及びその減収額の補てん措置であります。

現行の固定資産税の税率は、標準税率が一・四割、制限税率が二・五割であります。現に少からぬ市町村が二・一割をこえる高率で課税を行なっております。これらの一部の市町村の住民負担を軽減するため、この制限税率を二・五割から二・一割に引き下げることにいたしました。これによつて生ずる関係市町村の減収額は六億円で達する見込みであります。これらの市町村は、いずれも財源がきわめて非増であり、この改正によつて生ずる減収額は、さしあたり、昭和三十四年度においては起債をもつて補てんし、その元利償還金は国庫から補給することとし、そのため地方財政法の一部に所要の改正を加えることとしたし

した。なお、右の地方債は、国が資金運用部資金をもつて全額を引き受けるものとし、その利率及び償還年限等の細目については、別途政令でこれを定めることとしております。

その二は、免税点の引き上げについてであります。固定資産税の免税点は、現在土地及び家屋一万円、償却資産が十万円であり、このうち土地及び家屋の免税点は昭和二十五年本税創設以来据え置かれており、他方この間において、土地、家屋の評価はおおむね二倍程度上昇いたして、この際、零細負担の排除の趣旨から、この際免税点を土地二万円、家屋三万円に引き上げるとともに、償却資産の免税点につきましても、これと並行して、現行の十万円を十五万円に引き上げようとするものであります。これによる減収額は約十億円であり、

第三は、軽油引取税に関する事項であります。

道路整備事業を充実させることの緊要なることは申すまでもないことであり、特に昭和三十四年度以降は道路整備五カ年計画が強力に実施されることとなり、その財源を

受益者に求める趣旨から別途国税の揮発油税の税率を引き上げられることに照応いたしまして、軽油引取税におきまして、その税率を一キロリットルにつき従来の八千円を一万二千円に引き上げることとした。この改正による増収額は、初年度四十一億円、平年度四十六億円の見込みであります。

以上申し上げました諸事項のほか、なお、次のような点について規定の整備をはかつております。

その一は、国税の法人税におきまして

更正の請求の制度が創設されることに伴い、法人の事業税につきましても同じ制度を創設することによりまして、納税者が計算の錯誤等により過額の事業税額を納付した場合においては、地方団体の長に減額更正の措置をとるべきことを請求することができるといたしました。

その二は、計量法による法定計算単位が本年から実施されることとなつたことに伴ひまして、それぞれ規定の整備をはかりました。

なお、所得税の減税に対応する住民税の減税について御説明申し上げます。

別途所得税におきまして、扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げにより初年度三百八十億円、平年度四百二十億円の減税が行われることとなつておりますが、住民税所得割についてもこれに照応して減税を行うこととし、これがため所得割のうち所得税額を課税標準とするものにあつては税率の調整を行わないこととし、また課税総所得金額または課税所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするものにあつては、準拠税率に所要の改正を加えることとしたし、存じます。もつと

も、この所得税の減税に伴う住民税の減税は昭和三十五年度以降の問題でありますので、右の改正は明年度においてこれを行いたいと存する次第であります。これらによる減税額は、昭和三十五年度において百四億円、平年度において百十八億円であります。

以上の改正によりまして、普通地方税では総額昭和三十四年度百一億円、平年度二百三十五億円の減税となり、また別途入場税法の一部改正によりま

して昭和三十四年度十九億円、平年度二十三億円の地方譲与税の減収となるのでありますが、他方、軽油引取税の増収、国税の改正による地方税の増収等がありまして、自然増収と合せて、結局、地方譲与税及び目的税を通計いたしますと、昭和三十四年度地方税収入見込額は五千七百四十六億円となり、昭和三十三年度当初見込額に比し、三百十九億円の増加となるのであります。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) 本案につきましては、政府委員から詳細なる説明を聴取いたしましたと思ひます。

○政府委員(金丸三郎君) それでは、お手元に配付いたしました改正地方税法等の一部を改正する法律案を主として、ただいまから、ただいま大臣から御説明申し上げました税法の改正法案の説明を補足いたしたいと思います。

なお、御参考までにお手元に配付いたしました改正新旧対照表がございます。「地方税法等の一部を改正する法律による改正後の法律と改正前の法律との対照」というものがございまして、関係の条文をごらんいただきますれば、非常におわかりやすいかと存じますので、御参照をいただければ仕合せと存じます。

それでは、第一条の地方税法の一部改正から申し上げたいと存じます。

この改正法は、固定資産税の制限税率の引き下げに伴います財源補てんの

関係の規定いたします都合上、第一条で地方税法の一部を改正いたしました。第二条で地方財政法の一部を改正する形式をとっております。

第一条の地方税法の関係でございますが、第一は、七十二条の二十一の改正の関係でございます。これは、個人事業税の基礎控除、現在十二万円を二十万円に引き上げようとするものでございまして、

次は、第七十二条の二十二の改正でございますが、これは、法人事業税につきまして税率の通減を設ける、また、各適用税率の適用範囲を調整するものでございます。一ページの終りから四行目に「特別法人」とございまして、

ちよつとここで御説明を申し上げますと、特別法人は、農業協同組合等のような特別の法人でございまして、一般の法人、会社法等によります会社等が、その他の法人として法人事業税の

大部を占めておるわけでございまして、新旧対照表では、二ページをごらんいただきますとおわかりやすいかと存じます。その他の法人は、この資料にございまして、現在五十万円までは百分の八、百万円までは百分の十、百万円をこえますものが百分の十二、こいう三つの税率で適用されておるのでございまして、今回五十万円以下の法人につきましても税を軽減するといふ趣旨から、税率を百分の七に引き下げようとしております。

その関係上、五十万円から百万円までの税率を百分の八に、百万円から二百万円までを百分の十に引き下げようとして、二百万円をこえますものは、従来と同じように百分の十二、こいうふうに変更しようとしておるのでございます。

特別法人は、この新旧対照表の二ページの左の方に書いてございまして、従来百分の八の税率一本でございまして、今回その他の法人につきまして、五十万円以下の所得については百分の八を七に引き下げることによりまして、それとの均衡上、五十万円以下の所得に對しましては、百分の七に税率を引き下げることが適当と認めて、このようにいたそうとしておる次第でございます。

それから、七十二条の二十二でございしますが、これは、府県ごとに事業を行なつております法人につきまして、いわゆる法人事業税を分割して納付させるための規定でございまして、この中に、今回税率の適用限度額を百万円と二百万円の段階を設けましたいたしましたので、その関係の規定の整備が

おもになつております。それから、七十二条の三十三の次に、七十二条の三十三の二という新たな条文を加えようとしてございまして、これは、御承知のように、国税の関係におきまして、法人税法を改正いたしましたので、減額の更正の請求を認めましたり、その決定等の手続を規定することになつておりますので、それに對應いたしまして、法人の納めまうところの法人事業税について、新たに減額更正の規定を設けようとするものでございまして、

七十二条の三十三の二の第一項は、その申告書の提出の期限等の提出の手續及び更正の決定の請求の手續を規定してございまして、

第二項は、同じように修正申告書の提出でございしますが、更正の申告をいたしましたり、あるいは知事の方から

更正もしくは所得の決定等がございしたあと、その決定にかかります事業年度の事業年度の所得あるいは収入金額、事業税額等につきましても過大となりまして、減額の請求をいたしますための規定でございまして、そのほか三項、四項、五項等は、これに関連をいたします例文的な手續あるいは税金の徴収の猶予等の関係でございまして、

五ページに参りまして、七十二条の三十四は、このように、新たに七十二条の三十三の規定を設けましたための条文の整理でございまして、

七十二条の四十一の規定は、やはり七十二条の三十三の二の規定を新たに設けましたことに伴います規定の整備でございまして、対照表をごらんいただきますと、新旧対照表の七ページの一、二番終りでございまして、従来「不足額」とだけになつておりましたのを、今回新たに減額更正を認めます関係から、「不足額」を「過不足額」と改めるための規定の整備でございまして、

七十二条の四十八、法律案の五ページでございまして、これも、先ほど申し上げました分割法人の規定につきましても、法人事業税の税率あるいは各税率の適用範囲を調整いたしましたのに伴います規定の整備でございまして、

七十二条の六十五、法律案の六ページでございしますが、七十二条の六十五の規定の改正は、七十二条の三十三の二の減額の更正決定の手續を新たに設けましたことに伴います規定の整備でございまして、これも、対照表の十ページをごらんいただきますと、その点がはつきりいたして参ると思ひます。

それから、第四百七条の規定の改正でございますが、これも、メートル法の施行に伴ひまして、地方税法中の規定をどうしても整理する必要があると思ひますための整備で、これは、対照表の十一ページでございまして、現在營業用の普通自動車につきまして、軸距、すなわち、前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの間の距離を軸距と申しまして、これによりまして税額をきめておるわけでございまして、

百八十センチとございまして、三・〇四メートルに改めるといふものでございまして、

百八十センチの改正も、同じように坪という尺貫法の計量單位をメートル法のアルに直すものでございまして、面積が約十倍になつておるのでございまして、これは、現在許可になります敷区が十坪を下ることもございせんので、これで適當だと思つております。

それから、三百五十条の改正でございしますが、これは、先ほど大臣から御説明を申し上げましたように、固定資産税の制限税率を百分の二・五から百分の二・一に引き下げたための改正でございまして、同条の第二項以下は、これに伴ひまして不要になつて参りますので、削除いたそうとするものでございまして、

第三百五十一條は、いわゆる免稅点の規定でございまして、現在土地、家屋は一万円、償却資産は十万円になつておりますのを、土地、家屋、償却資産の実情等にかんがみまして、土地は二万円、家屋は三万円、償却資産は十五万円にそれぞれ引き下げようとするものでございまして、

第三

第七百条の二の改正規定は、撰氏という文句を温度に改めるものでございますが、これも、華氏と撰氏の併用をすつかり法律的にもやめまして、撰氏一本に今後は統一をされて参りますから、このように改めることが適當と考へる次第でございます。

第七百条の七は、軽油引取税の税率を、一キロリットルについて八千円でございしますのを一万二千円に引き上げようとするための改正でございします。以上が地方税法の一部改正でございします。

次に、第二条の地方財政法の改正でございいます。これは、参照条文の十八ページをごらんいただきますとおわかりになりますように、現在、地方財政法の三十三条が欠条になっております。固定資産税の制限税率に伴います減収の補てん額を起債等でまかなうことにいたしますというところ、どうしても地方税法プロパーの規定の改正ではできません。かと申しまして、非常に関連がございいますので、この地方財政法の欠条の中に次のように規定することにいたしました次第でございいます。

地方財政法の第三十三条でございますが、第一項は、制限税率を百分の二・一に引き下げます場合、政令で今後計算いたします減取額だけ、三十四年度の分につきましては、地方財政法の第五条の規定にかかわらず、起債をして補てんすることができるといふ道を第一項で開くようにいたしておるわけでございます。

第二項は、その起債の償還の元金及び利子につきましては、毎年度、三十五年度以降になりましようが、国の方から当該市町村に交付する。

第三項は、第一項の起債は、国が資金運用部の資金をもつて引き受けるといふ規定でございます。

第四項は、その起債を行います場合、市町村でございまいと、原則として府県知事でございまいが、この場合は、特例債と同じように、自治庁長官の許可を受けさせる、こういうことにいたしまして、この許可をいたします場合には、やはり特例債の場合と同じように、大蔵大臣に自治庁長官があらかじめ協議するということにいたしておるわけでございます。

第五項は、第一項の起債の利息の定率、償還の方法、それから地方債元利補給金の交付の方法、その他必要な事項は、政令で定めることにいたしておるわけでございます。

次は附則でございますが、附則の第一条から第三条までは、施行と適用関係の規定いたしております。第一条は、四月一日から施行するということにいたしました。第二条におきまして、個人事業税と固定資産税につきましては、三十四年度分の地方税から適用するということをはつきりとしたし、第三条は

法人事業税に関する適用関係をはつきりたそうというものでございます。第四条から第六条までは、軽油引取税の税率を四千円引上げることに伴います経過規定でございます。第四条は、特約業者あるいは元売業者以外の者が特約業者もしくは元売業者から軽油引取を行いました場合、または特約業者が他の特約業者からすでに軽油の

万二千円の税率を適用すると、こういったための規定でございます。すでに引取を行なっておりますので、その際に八千円の引取税を払っておるわけでございますが、現実には引き渡しを行いません場合に、総体を新しい引取とみなして、四千円の税をその際に徴収する。

これは、以前に軽油引取税を六千円から八千円に引き上げた際に設けました経過規定と全く内容におさまったと同じ趣旨のもので、脱税を防ぐためのものでございます。第五条も、同じように、特別徴収義務者以外の販売業者が所有しております軽油の数量が一

キロリットル以上であります場合に、やはり脱税を防止いたしますために、四千元だけ徴収をして、新法の適用の趣旨を全うしようというものでございます。第六条は、この場合におきます

徴収の手續を規定いたしましたものと
います。

第七條も經過規定でございまして、
改正前の地方税法の規定に基いて賦課
いたしましたり、あるいは賦課すべき
でありました地方税につきましては、
従前の地方税法の規定を適用するとい
うための規定でございします。

以上で補足説明を終らしていただき
ます。

○委員長（館哲三君） 本案に関します
質疑は、他日に譲ることにいたしました
と思います。

○委員長(館哲二君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案の提案理由の説明は、さきに聴取いたしましたのでありますが、これより政府委員の詳細説明を聴取したいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 今般提案をいたしております地方自治法の一部を改正する法律案は、かねて問題に相なっております全日制の市町村立の高等学校教職員等につきまして、その退職年金の基礎となりまする在職期間につきまして、国及び都道府県相互間において通算措置を講ずるための法的措置をいたそうということがねらいでございます。

最初から御説明を申し上げますと、
ます、二百五十二条の十八の第一項の
規定でございますが、これは、都道府
県の立場から通算規定を義務づけてお
るものでございまして、従来、御承知
のように、都道府県の関係では、いわ
ゆる恩給公務員と、それから他の都道
府県の退職年金及び退職一時金に関す

る条例の適用を受ける職員であります。したが、範囲が恩給公務員と、それから他の都道府県の職員ということに限定は、通算措置を講じなければならぬといふことに相なっておりますのでございますが、当該都道府県の条例の適用を受ける職員となった場合におきまして、通算措置を講じなければならぬといふことに相なっておりますのでござい

をされておったのであります。もちろん、他の都道府県の職員というものの中には、市町村立の学校職員の給与負担法の適用を受けまするいわゆる義務教育職員というものが建前上この中に含まれておった次第でございます。それにさらに今般追加をいたしました「市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大

学、高等学校及び幼稚園の職員」、それに「市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者」、これを加えまして、同じくこれらの職員につきまし

でも通算措置の対象にしたいというふう
に考えておる次第でございます。な
だし、この場合におきまして、いろい
ろわれわれといたしましても事務的に
検討を重ねておつたのでございます
が、退職年金の条例の内容というもの
が異なっておりますもの相互間にお

きまして通算規定を義務づけます」とは、いろいろ技術的に申し立てても困難なものがございまして、なかなか実行がでかぬという節があつたのでございまして、その点につきまして、やはり条件といたしまして、当該

通算の対象となります。市町村の教育職員の在職期間を通算をいたします。場合におきましては、当該市町村の教育職員に適用されます。退職年金条例の規定が政令の定める基準に従って定め

られてゐることを前提とする。政令で定める基準に従つて退職年金条例が定められた場合におきましては、当該市町村の教育職員についても、これを通算の対象にしなければならぬということと義務づけることにいたしました次第でございます。

次に、二百五十二条の十八の第二項

でございますが、これは、通算を行います場合におけるいろいろな調整措置の根拠規定を置いたものでございまして、この規定につきましても、今申し上げました市町村の教育職員というもののについても第一項で通算措置を講じなければならぬということになりましたので、同時に調整措置の対象にもする必要がありますということで、この規定

て、この規定は、市町村の立場からその義務づけを規定しようとするものでございす。すなわち、恩給公務員でありました者、あるいは都道府県の職員でありました者、あるいは他の市町村の教育職員でありました者が当該市町村の教育職員になりました場合にございすは、それぞれの市町村について、先刻御説明を申しました第一項、第二項の規定というものを、これを準用をしていくという規定でございす。これは、市町村の立場から義務を規定をいたそうとするものでございす。

それから改正前の第三項、新しく第四項になります規定でございす。これは、条文整理の関係上、新しく条文が入って参りましたので、「前項」という規定を挿入いたしたいというものでございす。

それから附則第七條第一項の規定でございす。これは、今度は国の立場から、いわゆる恩給法の立場から規定をいたそうとするものでございす。道都府県の条例の適用を受ける職員でありました者、あるいは新しく加わります市町村の条例の規定の適用を受けますいわゆる市町村の教育職員、これらの者も新しく加えまして、これらの者が恩給公務員になりました場合にございすは、同様通算措置を講じなければならぬという規定を書いております。なお、この場合におきまして、その前提といふは、市町村の教育職員としての在職年を通算をいたします場合にございすは、当該市町村のそれぞれ教育職員に適用されます年金条例の規定が政令で定める基準に従って定められておるといふことを前提とするという規定を加えたわけでございす。

附則第七條の第二項でございす。これは、一時恩給、一時扶助料に關する規定につきまして、同じく都道府県の職員のみならず、市町村の教育職員についてもこれを加える措置を講じた次第でございす。

それから別表の第一の改正でございす。これは、先に学校教育法に於いての法律番号が出て参っておりますので、あらためて書く必要がないので、法律番号を削除するという内容で持つてございす。

今回の措置におきまして、通算措置の対象にいたしたいというふうに考へておられますものは、全日制の高等学校以外に、やはり同じような条件にございす。大学及び幼稚園、それに教育委員会の事務局職員で一定の資格を持つて参りたいというものもその対象にあげて参りたいと考えております。現在この対象になると思われまするものは、大学が二十一校で、職員数が千五百六十六名、それから高等学校が百六十八校で、五千九百五十五名、幼稚園が、これは数が多くございまして、二千二百五十三校、職員数は七千七百十四人、かように相なつておる次第でございす。

今申し上げましたように、この規定の対象と相なりまするためには、それぞれの市町村におきまして、教育職員に適用される退職年金及び退職一時金に關する条例を政令の定める基準に従つて定めなければならぬということに前提にいたさなければならぬわけでございす。この政令でどのようなことを考へておるかとお申しますと、これは、先般の国会の審議等におきましても御説明を申し上げておりましたように、結局、同じような建前に立つて条例が規定をされておるといふ場合に於いて、通算措置が技術的にも可能になるという点もございす。また、退職年金条例の基準をいたしまして、大筋をなします退職年金については、大筋をなします退職年金について申しますれば、大抵国及び都道府県あるいは市町村の義務教育職員、それから市町村職員の恩給組合、その他の市町村においても、条例でもって規定をいたしております。一般通例でございす。その内容に於いては、年金の最短期間は十七年で、年金支給額は、最終の給料年額の百五十分の五十、年金加算額は、一年について最終給料の百五十分の一という内容に相なつた場合において、通算を義務づけることにいたしたい。かように存じておる次第でございす。以上、補足的な御説明を申し上げた次第でございす。

○委員長(館野二君) 本案につきましては、御発言願ひます。

○大沢雄一君 本法改正案の提出によりまして、昭和二十四年一月教育公務員特例法施行以来の懸案が一応解決されることになりまして、従来と全く異なる状態におりました人事交流の円滑と、義務教育職員、定時制高校職員と全日制の高校の教職員等との間の待遇の均衡が得られることになりまして、これは、従来立法技術の複雑困難というもので、いろいろ問題のありましたことにかんがみまして、また、近く地方公務員法の統一退職年金制度が

発足する情勢から、あるいはそれまで見送られるのではないかと、あるいは憂慮をいたしておりましたものといふ見解を、私は、この改正案の提案を見たことを非常にけつこく思ふものでございまして、従来この委員会におきまして、いろいろな質疑応答がありましたが、ここに技術的な困難等を踏み越えて提案するに至りましたことにつきまして、当局の思いやりのある御努力に對して、私は敬意を表したいと思ふわけですが、今、御説明もありました通り、問題は市町村の退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従つて定められるということが通算の前提になつておるわけであります。それについて、政令で基準を定められるという今の御説明で、また、その政令の基準につきましても、骨子となるところを今御説明がありましたので大體私は妥協と思つてございす。

ところで、この法案ができた場合には、何といふか、該當する市町村について、この政令で定めた基準に従つた退職年金条例をこれらの教育の教職員に對して定めるように勧奨するといふか、勧告するといふか、そういうことの必要があるように思ふわけでございす。これらについて、どういふ行政指導方針をおとりになられるかといふことを承つておきたいと思ひます。その点が第一点。

それから、市町村の一般職員が同様な通算の問題に當面いたしておるわけでございす。一応今回のこの自治法の改正では、市町村の一般職員は除外されておることは、私は、この際の際の措置として、ここでとやかく言うものではなくて、是認したいと思ふのでありますけれども、これについて将来どういふふうにお考えになつていかれるのか、統一的な退職年金制度にかつても、必ずしも急速に発足できるかどうかといふことについては、まだそこまでの見通しは立たぬように思ふわけであります。この二点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) お答え申し上げます。

第一点は、御指摘の通り、その点がきつて重要なことであらうと思ひます。せつかく御審議の上、本法案が成立をいたしました際には、通算措置の窓口が開けるということに相なるのであります。肝心のそれぞれの市町村におきまして、退職年金条例を政令の基準に従つて改正の措置をとらないといふようなことがございましては、これが動かないといふことに相なるわけでございす。われわれも、その点については大きな関心を持つておるのであります。実は、本法案を策定いたしました過程におきまして、実は技術的にもいろいろ研究をしてみたのであります。また、關係諸団体なり、あるいは教職員の団体なりといふものにつきましても、それぞれ具体的に相談をいたしまして、問題点を整理してみたのでございす。現在われわれが調べましたところでは、關係の市のほとんど大部分といふものが、こういうような措置が講ぜられるならば、該當の教職員に對して適用される条例は、政令に従つて改正をするつもりだといふことを言つております。また、職員それぞれの団体なり、あるいは校長会等におきましても、その点は、それぞれの理事者当局等とも連絡をとりまし

て、十分ぞういうふりにやつてもらへるということをお願いしております。若干の特定の市等につきましては、なお折衝の余地が残されておる所もあるようであります。大体におきましては、私たちの見通しをいたしましては、本法案が成立をいたしますれば、これに従つて政令の基準に従う条例改正が行われるものと期待いたしております。ただ、それらの過程におきまして、十分周知徹底の方法を講じますとともに、うまくいかないというようなところが具体的に出て参りました場合におきましては、われわれといたしましても、積極的な行政指導の方途を講じまして、せつかくできました通算措置というものがスムーズに行われるように、万全の配慮を加えたいと考えておる次第でございます。

第二の、市町村関係の一般職員の通算問題でございます。これは、全日制の高等学校の職員等とは若干ニュアンスが異なっておるわけであります。従来の沿革その他から申しまして、この機会にすぐにこの通算措置を義務づけるということは、体系上ばらばらになつております關係上、とうていこれは不可能であるというふうに思つておるのであります。しかし、通算措置ができないということによつていろいろな不利、不便が生じて参つておりますことは事実でございます。人事交流の面から申しましてもそうでございます。そういういろいろな点につきましては、理想の形態といたしましては、われわれといたしましても、全公務員を通じて、相互に通算措置をスムーズに講ぜられる体制に持つて参ることが適當な事柄ではないかというふうに考えてお

るのであります。目下地方公務員全体の退職年金制度につきまして、これの改正の議がだんだんと熟しつつあるような段階にございまして、御承知のように、地方制度調査会におきまして、本問題を現在慎重に審議をなされておるような状況に相なつておる次第でございます。一方国家公務員の場合におきましては、すでに三公社五現業というものが、いわゆる社会保険方式、保険数理の原則に基きます積立金方式による退職年金制度というものを施行いたしております。また、国家公務員の中で、非現業の職員につきましても、いわゆる雇用員でございしますが、これにつきましても、本年の一月一日からすでに新方式に移行する措置が講ぜられております。残りました恩給公務員につきましては、これも同じような方式で、本年の十月一日から切りかえを行うということで、本国会に改正案が提案をせられるという運びになつておるの思ふのであります。そういうような情勢から申しまして、やはり地方公務員につきましても、できるだけすみやかに、大体同じ公務員でございしますので、地方団体の自主性というものも、もちろんこれは尊重していかなければならぬという建前に立ちつつも、基本的には、やはり統一年金の制度を打ち出していくということがしかるべき方法ではあるまいかと、かように考えております。そのような措置が講ぜられました場合におきましては、相互の通算は非常にスムーズに行われます。自動的に国、府県、あるいは府県、町村の間、国と市町村の間、それぞれ相互の間というものが全部共済組合方式ということに相なつて参り

ますと、全部通算が可能になるという体制になるわけであります。われわれといたしまして、その方向で一つ物事を進めて参りたいというふうに考えておりますが、まだ今調査会で御審議中でございますので、調査会の御答申も得ました暁においては、できるだけすみやかに成案を得たい、かように考えております。大体目途といたしましては、三十五年度から地方公務員については実施をするという目途をもちまして、これらの改正措置について検討を加えたい。これができました暁におきましては、市町村の一般職員というものにつきましても、全部通算措置が可能になる、かように考えておる次第であります。

○森八三君 先刻説明の中で、全日制の高等学校、大学、幼稚園については、この改正法の適用される学校数とその職員数の御発表がありました。が、教育事務に従事する職員につきましてはお話がなかったのですが、そこで、お伺いしたいことは、政令で定める該当者の範囲は何をお考えになっておるか、そのお考えになっておる構想に基いて対象となるべき人員が、見込み数幾らであるかということが一つ。

それから、基準に当てはめて条例が改正せられた場合に、この改正法が適用になるということになります。現在基準以下の条例であります市町村が幾ばくであるのか、それが、この改正法が実施になりますれば、当然、今御説明のありましたように、積極的にこの措置が講ぜられるような勧奨もなさるということになります。基準以下の市町村におきましては、財政

上の負担が生ずることになると思うのであります。そういう見込み金額が大體どれくらいになるのか、その場合における市町村の財政の問題についてどういう措置をお考えになるか、まずその二点をお伺いします。

○政府委員(藤井貞夫君) 第一点でございますが、実は、調査をいたします際に、教育事務に従事する職員の中のもの全部内訳でとればよかったと思いますが、一応まとめてとつたものでございますので、先刻申し上げましたところでは、教職員の数は、これは大体学校当局におけるものでございまして、事務当局においてやつておりますものの数というものは、率直に申しまして、まだ手元に資料が実は集まつておらないのであります。この点、申しわけないと思います。大体対象にしたいと考えておりますのは、教育事務に従事する職員全部ではございませんで、やはりこちらで考えております大学の学長なり、あるいは高等学校の校長、教諭なり、そういうものに見合うものであるということが必要でございまして、そういうような見地から、今考えておりますのは、市町村の教育事務に従事する職員で、教育免許状を持つておるといふものに限定をいたしたい、かように考えておる次第でございまして、全国的に申して、数は若干たくさんはないと思いますが、具体的な資料は、なお目下取り集め中でございます。資料がそろいましたことは、おわび申し上げます。

それから、第二点の給付の内容について、政令よりも下回っている所があるのでないかというお話でございしますが、これは、端的に申しまして、政

今よりも下回つていると認められるものは、これはほとんどございません。大体は上回つております。それぞれの沿革から申しまして、最短期限のきめ方あるいは支給率等について若干の異同はございます。ございますが、加算率等におきましては、同じように百五十分の一というのもございますが、また加算率が、百五十分の一に對しまして、百分の一・五とか一・二とか、あるいは一・七というようなことに相なつておりまして、大体しさいに検討いたしますと、大部分のものが政令の基準を上回つているところではないかというふうに考えております。従いまして、この措置を講じまことに上つて生じまする新たな財政負担等のことは起らないというふうに考えている次第でございます。

○鈴木需君 別段今の上回つたとこ
ろ、今度新たにやるようなところ、こ
の政令のこういふのでいいと思います
が、そこらあたりに調整というような
ものについて問題は残りませんか。
○政府委員(藤井貞夫君) 若干は、問
題は残ると思います。ただ、通算をさ
れるということによつて非常に利益を
得られる面があるわけであります、
それらの点を割り切つた上で、それぞ
れの教職員の方々も意見をまとめられ
て、こういう要望にもなつて出てきて
いると思うのであります。従いまし
て、若干、個々の団体で申しますと
、今までよりも不利な状況になつて
くるというものもございますので、そ
れらにつきましては、あまり極端なこ
とにならないように考えたい。特にそ
の場合におきましては、一時金として
の退職手当等につきましてその分の配

慮を講ずる、その他の措置を考えていくことになるのじゃないかと考えております。

○鈴木壽君　こういうことをやるためには、固なり他の公務員等をやっている一つの基準と申しますか、そういうものによるしかないと思うし、それがまた妥当な行き方だと思いますが、ただ、今ちよつとお尋ねしたように、また、お答えになったように、上回っているところで多少問題が残るような気もするものですから、そこら辺の指導なり、これは、全般的にいつては、こういう方式でいくというようにすることについていろいろの要望もあるでしょうし、実現のためにはそういう線しかないと思いますが、ここに何か問題が起りそうな気がするものですから、そこら辺の見通しなり、指導の考え方なりについて、ちよつと聞きたかつたわけなんです。その点について、そんなに御心配はなさつておられないというふうに考えていいのですか。

○政府委員(藤井貞夫君)　実は、そういう点も、われわれとしても心配いたしましたして、個々にいろいろ当つてもみ、また研究もしてみたのでございしますが、総体的に申して、とかく問題になるほどのことはないというふうに実は見通しを立てているわけでありまして、○委員長(館野二君)　他に御質疑もなければ、質疑は終局したものと認めてよろしうございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(館野二君)　御異議ないようでありますから、質疑は終局したものといたします。

それでは、これにつきましての討論採決は、次回に譲りたいと存じます。

本日は、これで散会いたします。
午後二時二十八分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「十億円」を「十五億円」に改める。

第九条、第十条第一項及び第二項、第十一条、第十五条並びに第十六条中「理事長」を「総裁」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)の理事長である者は、その際改正後の公営企業金融公庫法(以下「新法」という。)第十一条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法

特別法人

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

第七十二条の二十二第二項中「特別法人を除く。以下本項において同じ。」を削り、「同項第二号の規定にかかわらず、」の下に「特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の八とし、その他の法人にあつては」を加え、同条第三項中「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とするを「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年二百万円」とあるのは「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とするに改める。

第七十二条の三十三の次に次の一条を加える。

(更正の請求)

第七十二条の三十三の二 第七十

律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十一第一項及び第二項中「十二万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第二号を次のように改める。

二 その他の事業を行う法人

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書(前条第一項の規定によつて提出された申告書)については、第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に提出されたものに限り、)を提出した法人は、当該申告書に記載した所得若しくは収入金額若しくは事業税額の計算が事業税に關する法令の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤があつたことにより、当該所得若しくは収入金額又は事業税額が過大である場合においては、当該申告書に係る第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に限り、總理府令の定める

とて、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九第一項又は第七十二条の四十一第一項の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

2 第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額につき、前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る事業年度の事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から一月以内に限り、總理府令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

3 道府県知事は、法人が交通のと絶その他やむを得ない理由により前二項の規定による更正の請求をその期限内にすることが

できないと認める場合において、總理府令の定めるところにより、その期限を延長することができる。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る所得若しくは収入金額若しくは事業税額を更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした法人に通知しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、道府県知事は、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、道府県知事において相当の理由があると認めるときは、事業税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第七十二条の三十四中「前条」を「第七十二条の三十三」に改める。

第七十二条の四十一第三項中「不足額を」を「過不足額」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「その他の法人」を「法人」に、「年百万円をこえる部分の金額」を「年百万円をこえる部分の金額」を「年百万円をこえる部分の金額」に改める。

該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。以下の部分の金額と年百万円をこえる部分の金額」に改める。

第七十二条の六十五第二項中「第七十二条の三十九又は」を「第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知、第七十二条の三十

九若しくは」に、「事業税額の更正若しくは決定」を「事業税額の更正若しくは決定の通知」に、「当該更正若しくは決定又は」を「当該更正若しくは決定の通知」に改める。

第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知に係る請求の理由がない旨の決定、当該課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は当該」に改める。

第四百四十七条第一項第一号中「百二十インチ」を「三・〇四メートル」に改める。

第八十条第一項第一号中「面積千坪」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 九十四に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

十に、「面積百アール」を「面積百アール」に改める。

面積千坪ごとに 年額 六

円」を「二万円、三万円又は十五万円」に改める。

第七百条の二第一項第一号中「摂氏を温度」に改める。

第七百条の七中「軽油一キロリットルにつき、八千円」を「一キロリットルにつき、一万二千円」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条を次のように改める。

（固定資産税の税率の引下げに伴う起債の特例）

第三十三条 昭和三十三年年度において固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した市町村（市町村の区域の一部につき固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した市町村（以下「不均一課税市町村」という。）を含む。以下同じ。）で、地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第三号）による改正後の地方税法第三

百五十条の規定の施行により、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一で課するもの（不均一課税市町村にあっては、固定資産税を百分の二・一をこえる税率で課した区域につき、昭和三十四年度において固定資産税を百分の二・一の税率で課するもの）は、固定資産税の税率の引下げによる政令で定める方法によつて算定した昭和三十四年度分の減収額を

うめるため、昭和三十四年度において、第五十五条の規定にかかわらず、当該減収額に相当する額の地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

3 第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

4 市町村が第一項の規定による地方債を起す場合においては、地方自治法第二百五十条の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新法第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすてに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行つたための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第五条 この法律の施行の際、軽油

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新法第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすてに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行つたための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第五条 この法律の施行の際、軽油

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新法第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新法第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の規定は、昭和三十四年四月一日の属する事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすてに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行つたための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第五条 この法律の施行の際、軽油

引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内にいて一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者から軽油の引取を行ったものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき四千円とする。

第六条 前条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該府蔵場等に係る軽油を直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該

販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の第三項から第六項まで及び第十六条の第四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の第三項中「前二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第 号）附則第六条第二項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項」と、同法第十六条の第四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項」と読み替へるものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間に対応する部

分の金額を免除するものとする。

5 第二項の規定による抵当権の取得又は第三項において準用する新法第十六条の第三第四項の規定による差押の解除に関する登記については、登録税を課さない。

（改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税法の取扱）

第七条 この法律による改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

昭和三十四年二月二十日印刷

昭和三十四年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局